

1 級販売士検定試験 受験者への注意事項

1. 試験は、筆記試験（「小売業の類型」「マーチャンダイジング」「ストアオペレーション」「マーケティング」「販売・経営管理」）と面接試験に分けて行います。
筆記試験（全5科目）と面接試験の両方を受験しないと失格になります。ただし、前回あるいは前々回の販売士検定試験（1級）において、一部の科目について70点以上（面接試験の場合は合格）の成績を得た者に対しては、今回の検定試験において経過措置が適用され、一部の科目の試験が免除されます。
なお、受験を希望する者は、経過措置によって免除となった科目を受験しても差し支えありませんが、この場合、当該免除科目に対する免除規定は適用されません。
2. 受験申込時において所定の申込書類のほか、別に定める受験料および写真（申込時3か月以内に撮影した正面、上半身脱帽、無背景、大きさタテ3cm×ヨコ2.5cm、裏面に氏名記入のもの）1枚および一部科目合格者（面接試験を含む）は科目別合格証明書を提出してください。
3. 受験時間を間違えないように注意してください。時間に遅れると原則として受験できません。
4. 受験するときに持参するもの
 - (1) 受験票
 - (2) 筆記用具（HBまたはBの黒鉛筆・シャープペンシル、消しゴムのみ）
 - (3) そろばん・電卓等の計算用具
 - (4) 原則として、氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる身分証明書（運転免許証、旅券（パスポート）、社員証、学生証）など。ただし、小学生以下の方は、必要ありません。
5. 試験場では、受験票の番号と同じ番号の席に着いてください。
6. 試験場では、すべて試験委員の指示に従ってください。指示に従わない者あるいは不正行為を行った者は、退場させることがあります。
7. 試験中は勝手な発言をしないでください。質問があるときは、試験開始前に手を挙げて試験委員に申し出てください。試験開始後の質問には応じません。
8. 試験開始から20分間経過しないと退席は認めません。
また、トイレなどで一旦退出されますと再入場はできません。

9. 解答記入上の注意

<客観式問題の注意事項>

次の注意に反したときは無効とします。

ア マークシート（答案用紙）にマークする際は、HBまたはBの硬度の鉛筆で所定の欄をはっきりと塗りつぶしてください（HBまたはB以外の硬さの鉛筆、ボールペン、万年筆等の筆記用具を使用した場合は、無効となります）。

イ 答えを書き直す場合は、訂正する答えを消し残しのないよう消しゴムで消して、答えをマークし直してください。

ウ 一つの設問について、答えをすべて同一記号（数字）の選択をした場合は、無効とします。

例えば、すべて1あるいは2、または1・2・3……などと順に選択した場合は、無効となります。

エ 同一の問題について複数の答えを選択した場合は、無効となります。

オ 免除科目のある方は、免除科目には解答しないでください。免除科目を解答した場合は、採点対象となり、その科目の免除措置は摘要されませんので注意してください。

10. 合格者として認定を受けた者（以下「販売士」という。）には、認定証（カード型）合格証書を交付します。希望者には有料で合格章（バッジ）を交付しますので、希望される場合は、別府商工会議所に申し出てください。

認定証等は、合格後5年を経て資格の有効期間を更新する際に必要となりますので大切に保管してください。

11. 氏名、自宅住所等連絡先に変更があった場合は、別府商工会議所または最寄りの商工会議所に必ず届け出てください。届け出のない場合は、資格の管理ができません。

12. 合格証書を紛失または破損した場合は、再発行しません。

その場合は、希望により合格証明書を発給しますので、別府商工会議所または最寄りの商工会議所に申し出てください。

また、認定証を紛失または破損した場合は、希望により有料（3,000円〔税込〕）で再発行しますので、別府商工会議所または最寄りの商工会議所に申し出てください。

以 上